

令和2年度答申第15号  
令和2年6月18日

諮問番号 令和2年度諮問第8号（令和2年5月28日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 特許料等追納手続却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>及び同X<sub>2</sub>からの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

本件は、特許法（昭和34年法律第121号）112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者である審査請求人X<sub>1</sub>及び同X<sub>2</sub>が、特許料を追納することができる期間（以下「追納期間」という。）内に特許料及び割増特許料（以下「特許料等」という。）を納付することができなかつたことについて正当な理由があると主張して、納付年分を第4年分とする特許料等を追納する手続（以下「本件追納手続」という。）をしたところ、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分（以下「本件却下処分」という。）をしたことから、審査請求人らがこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

- (1) 特許法107条1項は、特許権者は、特許権の設定の登録の日から特許権の存続期間の満了までの各年について、特許料を納付しなければなら

いと規定し、同法108条2項本文は、第4年以後の各年分の特許料は、前年以前（以下「納付期間」という。）に納付しなければならないと規定している。

- (2) 特許法112条1項は、特許権者は、納付期間内に特許料を納付することができないときは、納付期間が経過した後であっても、その経過後6月以内（追納期間）に特許料を追納することができると規定し、同条2項は、前項の規定により特許料を追納する特許権者は、特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならないと規定している。

そして、特許法112条4項は、特許権者が追納期間内に特許料及び割増特許料（特許料等）を納付しないときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなすと規定している。

- (3) 特許法112条の2第1項は、同法112条4項の規定により消滅したものとみなされた特許権の原特許権者は、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたことについて正当な理由があるときは、経済産業省令で定める期間内に限り、その特許料等を追納することができると規定している。

そして、特許法112条の2第2項は、前項の規定により特許料等の追納があつたときは、その特許権は、納付期間の経過の時に遡って存続していたものとみなすと規定している。

- (4) 特許法18条の2第1項本文は、特許庁長官は、不適法な手続であつて、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする規定している。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は、以下のとおりである。

- (1) 審査請求人らは、平成25年9月13日、特許第a号の特許権（以下「本件特許権」という。）の設定の登録を受けた。

審査請求人らは、本件特許権に係る第4年分の特許料の追納期間（その末日は平成29年3月13日）内に特許料等を納付しなかつたため、特許法112条4項の規定により、本件特許権は、納付期間の経過の時に遡って消滅したものとみなされた。

（特許証、回復理由書）

- (2) 審査請求人らは、平成29年6月15日付けで、本件特許権に関し、追納期間内に特許料等を納付することができなかつたこと（以下「本件期間

徒過」という。)について正当な理由があると主張して、特許法112条の2第1項の規定に基づき、納付年分を第4年分とする特許料等を追納する手続(本件追納手続)をした。

(特許料納付書、回復理由書)

(3) 処分庁は、平成31年3月7日付けで、審査請求人らに対し、本件期間徒過について正当な理由があるとはいえないから、本件追納手続は特許法112条の2第1項の要件を満たしていないとして、同法18条の2第1項本文の規定に基づき、本件追納手続を却下する処分(本件却下処分)をした。

(却下理由通知書、手続却下の処分)

(4) 審査請求人らは、令和元年6月19日、審査庁に対し、本件却下処分を不服として本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和2年5月28日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

### 3 審査請求人らの主張の要旨

本件期間徒過は、本件特許権の特許料の納付管理を受任していたA国のP事務所(以下「A国代理人事務所」という。)において、期間管理システムに本件特許権の情報を入力する際に、誤って、特許番号を公開特許公報の情報を入力する欄に入力した結果、本件特許権の納付期限が通知されなくなったために生じた。A国代理人事務所では、このようなミスが生じないように複数の者による確認をしていたが、本件では、Q事務所(以下「B国代理人事務所」という。)から送付された電子メール(甲第5号証。以下「本件電子メール」という。)のタイトルに特許番号ではなく出願番号が記載され、本件電子メールに添付されていた特許掲載公報がB国語という特殊な文字で記載されていたために、当該特許掲載公報を公開特許公報と誤認して上記の誤入力をしたのであり、入力された番号自体は正しいものであったので、複数の者による確認においても上記の誤入力を看過してしまった。また、期間管理システムについても、公開特許公報の情報を入力する欄に新たな情報を入力すると、案件の状態が「特許」から「係属中」に変わってしまうという隠れた瑕疵があった。上記の特殊な事情があった本件期間徒過には特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるから、本件却下処分の取消しを

求める。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁は、審理員の判断は妥当であるとしているところ、審理員の意見の概要は、以下のとおりである。

A国代理人事務所は、B国代理人事務所から本件特許権の特許証が送付されていたから、本件特許権の設定登録がされていることを認識することが可能であった。その上、本件電子メールにも、当該特許証を同封した書簡に続き、その後発行された特許掲載公報を同封した旨が記載されていた。それにもかかわらず、入力担当者は、本件電子メールのタイトルに出願番号が記載されていたことをもって、本件電子メールに添付されていた特許掲載公報を公開特許公報と軽信し、期間管理システムの公開特許公報の情報を入力する欄に本件特許権の特許番号を誤入力したというのであり、期間管理システムに情報を入力する際に求められる注意を払っていなかったことは明らかである。また、A国代理人事務所の複数の者も、上記の誤った処理に気付かなかったというのであり、これらの事情によれば、A国代理人事務所が、追納期間の徒過という事態を発生させないために必要かつ十分な措置をとっていたということはできず、本件期間徒過を回避するために相当な注意を尽くしていたということができないことは明らかである。

そうすると、本件期間徒過について、特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」があるということはできないから、本件却下処分は適法である。

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却するのが相当である。

## 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和2年5月28日、審査庁から諮問を受け、同年6月18日、調査審議をした。

また、審査請求人らから、令和2年6月12日付け主張書面の提出を受けた。

### 1 審理員の審理手続について

一件記録によれば、審理員の審理手続について、特段違法又は不当と認めべき点はうかがわれない。

### 2 本件却下処分の適法性及び妥当性について

- (1) 本件では、本件期間徒過に係る特許法112条の2第1項所定の「正当な理由」の有無が争点であるが、「正当な理由」があるときとは、知財高裁平成30年5月14日判決（平成29年（行コ）第10004号）が判示するとおり、特段の事情のない限り、原特許権者（その特許料の納付管

理又は納付手続を受託した者を含む。)において、一般に求められる相当な注意を尽くしてもなお避けることができないと認められる客観的な事情により、追納期間内に特許料等を納付することができなかつた場合をいうものと解するのが相当である。

そして、相当な注意を尽くしていたというためには、追納期間の徒過が、特許権が消滅したものとみなされるといふ事態を招いてしまうのであるから、そのような事態を発生させないために必要かつ十分な措置がとられていたことが求められるといふべきである。

(2) 審査請求人らは、上記第1の3のとおり、本件期間徒過は、A国代理人事務所において、期間管理システムに本件特許権の情報を入力する際に、誤って、特許番号を公開特許公報の情報を入力する欄に入力した結果、本件特許権の納付期限が通知されなくなったために生じたと主張している。

一件記録によれば、B国代理人事務所からA国代理人事務所に対し、特許査定がされたこと、本件特許権の設定登録がされ特許証が交付されたことについての連絡を経て、本件特許権の特許掲載公報が本件電子メールに添付して送付されたことが認められる(甲第1号証、甲第2号証、甲第3号証及び甲第5号証のB国代理人事務所からの各電子メール及び書簡。なお、A国代理人事務所は、審査請求人X<sub>1</sub>(特許権者)に対し、本件特許権の特許証を送付していることも認められるところである(甲第4号証)。)。また、A国代理人事務所のマニュアルによれば、特許掲載公報の様式例を示した上で、特許掲載公報の情報については、「(期間管理システムにおける)ステータスを確認し、特許が付与されていたならば、いかなるアクション(入力)もとってはいけない。」と説明されていたことも認められる(甲第12号証)。そうすると、A国代理人事務所としては、B国代理人事務所から本件電子メールを受領した時点で、本件特許権の設定登録がされていることを認識すべきであったし、そのような状態にある案件については、期間管理システムに特許掲載公報のいかなる情報も入力してはならなかつたのであるから、本件電子メールのタイトルに出願番号が記載されていたことをもって、添付されていた特許掲載公報(特許権の設定登録がされたときに発行される公報)を公開特許公報(特許出願について出願公開するために発行される公報)と誤認し、期間管理システムの公開特許公報の情報を入力する欄(出願公開の番号の欄)に、特許掲載公報に記載された本件特許権の特許番号を誤って入力したこと、さらに、複

数の者による確認においてもそのことを看過したことは、A国代理人事務所において業務上必要な注意を怠っていたものであると考えられ、本件期間徒過は、単なる不注意によって生じたというほかない。

審査請求人らは、上記のようなミスが生じたのは、特許掲載公報がB国語という特殊な文字で記載されていたためであるとも主張しているが、A国代理人事務所のマニュアルにおいて特許掲載公報について説明がされていたのは上記のとおりであり、およそ特許料の納付管理を受任していた代理人として、そのような事情が期間管理を適切に遂行することができなかった事情に当たるということは到底いえない。また、審査請求人らは、期間管理システムには、公開特許公報の情報を入力する欄に新たな情報を入力すると、設定登録された状態であるはずの案件の状態が「特許」から「係属中」に変わってしまうという隠れた瑕疵があったとも主張しているが、期間管理システムへの誤入力が無ければ、そのようなシステム上の状態の変更は生じなかったのであるから、この主張も失当である。

審査請求人らは、当審査会に対し、令和2年6月12日付けの主張書面を提出しているが、これまでの主張を繰り返すものであって、上記判断を左右するものではない。

したがって、本件期間徒過について「正当な理由」があるということはいえないから、本件却下処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚		誠
委	員	佐	脇	敦	子
委	員	中	原	茂	樹